

越谷市空家等の適正な管理の促進に関する協定書

越谷市（以下「甲」という。）と公益社団法人越谷市シルバー人材センター（以下「乙」という。）とは、市内における空家等の適正管理対策（以下「空家等対策」という。）を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生活環境を保全するため、市内の空家等の適正管理を促進することにより、空家等が管理不全な状態になることを防止し、かつ、高齢者の地域社会での活動、貢献及び就労の機会の増大を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物及び工作物（立木を含む。）で、常時無人の状態にあるもの並びにその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者、管理者、相続人又は財産管理人をいう。

（連携事項）

第3条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 空家等の適正管理の促進に関すること。
- (2) 空家等対策の周知啓発に関すること。
- (3) 空家等対策に係る必要な情報の共有及び発信に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

（甲が行う業務）

第4条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 乙が行う業務の紹介
- (2) 広報活動
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な業務

（乙が行う業務）

第5条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 空家等の見回り及び点検
- (2) 空家等の清掃、除草及び植木の剪定
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な業務

(提携期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から解約の申出がない場合は、1年間有効期間を延長する。その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の3か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約ができるものとする。

(協定の見直し)

第7条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定の取組により知り得た所有者等に関する個人情報等を適切に管理し、第1条の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。ただし、所有者等の承諾を得た場合又は個人を特定できない統計情報として使用する場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決の方途を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月25日

甲 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷市

越谷市長

乙 埼玉県越谷市東越谷一丁目5番地6
越谷市産業雇用支援センター3階
公益社団法人 越谷市シルバー人材センター

理事長